

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 34 回 総 会

令和 2 年 6 月 30 日 (火)

名護市農業委員会 第34回総会

開催日時 令和2年月6月30日(火) 午前10時00分～

開催場所 労働福祉センター 1階ホール

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	○	2番	長山 正敏	欠	3番	前川 好男	◎
4番	宮城 政喜	◎	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	○	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	○
10番	金城 達文	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	○	14番	伊波 興助	○	15番	比嘉 政昭	○
16番	上間 光成	○	17番	宮里 強	○	18番	玉城 政和	○
19番	比嘉 勲	○	20番	具志堅 興一	欠	21番	塩浜 康允	○
22番	山城 秀樹	○	23番	平 智昭	○	24番	伊波 實	○
25番	宮城 直人	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第217号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第218号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第219号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第220号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第221号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第222号 非農地証明願について  
 第223号 現況証明願について  
 第224号 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について  
 報告 農地法第5条の取消について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番と4番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第34回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第217号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積3,166㎡。贈与の為に無償移転。従事者1名、主従事日数300日。計画作物は草地。

整理番号2番 農振農用地内、面積8,688㎡。新規就農のための賃貸借権。従事者3名、主従事日数250日。計画作物は月桃。

整理番号3番 農振農用地内、面積1,024㎡。規模拡大のための賃貸借権。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はコーヒー。

整理番号4番 農振農用地内、面積2,608㎡。規模拡大のための有償移転。従事者6名、主従事日数180日。計画作物は牧草。

整理番号5番 農振農用地内、面積5,959㎡親子間贈与のための無償移転。従事者2名、主従事日数160日。計画作物はサトウキビ。

整理番号6番 農振農用地内と外、面積690㎡(2筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物は甘藷。整理番号7.8と同時申請。

整理番号7番 農振農用地内、面積529㎡。規模拡大のための使用貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物は甘藷。

整理番号8番 農振農用地内、面積323㎡(2筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物は甘藷。

議長 事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

**(第 218 号 農地転用事業計画変更承認申請について)**

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 393 m<sup>2</sup>。(2 筆合計)当初の計画が資金難により困難となった為、事業計画者の変更に伴い申請となっております。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)で一団農地は 0.2ha となっております、問題なしと考えます。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 54 m<sup>2</sup>。簡易宿所のための所有権移転。5 条整理番号 12 を同時申請あり。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

事務局としては、いずれも許可要件を満たしていると判断し、問題なしと考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員

質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

**(第 219 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)**

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 96.52 m<sup>2</sup> (3 筆合計)。位置指定道路のため申請。農地区分は、第 1 種農地となっておりますが 10 戸連たんの例外規定に当てはまるため、問題ないと考えます。一団の農地は 28ha となっております。事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、問題なしと考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

**第 220 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)**

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 804 m<sup>2</sup> (2 筆合計)。一般個人住宅のための使用貸借。農地区分は、第 3 種農地(用途地域)、第一種中高層住宅専用地域となっております。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 1,528 m<sup>2</sup>。貸駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地、一団農地 0.3ha となっております。

整理番号 3 番 農振外、面積 1,866 m<sup>2</sup>。進入路及び駐車場のための所有権移転。始末書付き案件になります。農地区分は、第 3 種農地(用途地域)準工業地域となります。

整理番号4番 農振農用外、面積496㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地5aとなっております。

整理番号5番 農振農用地外、面積114㎡。貸駐車場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地0.8haとなっております。

整理番号6番 農振農用外、面積347㎡。解体所置場のための賃借権。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地8.9haとなっております。

整理番号7番 農振農用外、面積165㎡。店舗のための賃借権。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地2aとなっております。

整理番号8番 農振農用外、面積39㎡。貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地0.4aとなっております。

整理番号9番 農振農用外、面積1,031㎡。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第3種農地(4割街区)、宅地割合42.82%となっております。

議長  
委員  
整理番号10番 農振農用外、面積249㎡。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第1種農地(不許可の例外)集落接続、一団農地28haとなっております。

事務局  
委員  
整理番号11番 農振農用外、面積503㎡。(2筆合計)貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第1種農地(不許可の例外)集落接続、一団農地28haとなっております。

事務局  
委員  
整理番号12番 農振農用外、面積54㎡。一般住宅のための所有権移転。事業計画変更整理番号2を同時申請あり。農地区分は、第3種農地(宅地れんたん)となっております。

事務局  
整理番号13番 農振農用外、面積397㎡。駐車場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地0.2haとなっております。

今回の整理番号11番は第1種農地(不許可の例外)集落接続となっておりますが、今までは一般個人住宅が主に許可されてきました。しかし、本件は貸し資材置場としての転用となっております。委員の皆様におかれましてはご審議の程お願いしたいと思っております。

その他は許可要件を満たしていると判断し、問題なしと考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員  
整理番号11番は代替地はほかにないということによろしいですか。

事務局  
代替地はほかにないという報告を受けております。

議長  
本案件は農業振興及び地域振興も踏まえて許可相当であるか不許可相当であるか、委員各位に確認を取りたいと思います。

許可相当というご意見が多いようなので許可相当といたします。

他に質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 221 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 2 年 6 月 22 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 6 名。譲受人 7 名。設定筆数 14 筆、面積 24,482 m<sup>2</sup>。内 賃借権 3 筆、使用貸借権 7 筆、所有権移転 4 筆となっています。

整理番号 1 番 5 年の賃借権。作物は茶。再設定、稼働日数 250 日。

整理番号 2 番 3 年の賃借権。作物はサトウキビ。新規設定、稼働日数 250 日。

整理番号 3 番 3 年の賃借権。物はサトウキビ。新規設定、2 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 250 日。

整理番号 4 番 10 年の使用貸借。作物は野菜。稼働日数 250 日。

整理番号 5 番 3 年の使用貸借。作物は米。稼働日数 250 日。

整理番号 6 番 3 年の使用貸借。作物はサトウキビ。稼働日数 60 日。

整理番号 7 番 3 年の使用貸借。作物はサトウキビ。6 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 60 日。

議長 整理番号 8 番 3 年の使用貸借。作物はサトウキビ。6 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 60 日。

整理番号 9 番 3 年の使用貸借。作物はサトウキビ。6 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 60 日。

整理番号 10 番 5 年の使用貸借。作物はサトウキビ。稼働日数 250 日。

整理番号 11 番 所有権移転。作物はサトウキビ。稼働日数 250 日。

整理番号 12 番 所有権移転。作物はサトウキビ。11 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 250 日。

整理番号 13 番 所有権移転。作物はサトウキビ。11 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 250 日。

整理番号 14 番 所有権移転。作物はサトウキビ。11 番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数 250 日。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 222 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 788 m<sup>2</sup>。20 年以上前から耕作されてお

らず、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号2番 農振農用外、面積 92 m<sup>2</sup>。30 年以上前より雑種地、原野となっており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### 第 223 号 現況証明願について

調査員 整理番号1番 農振農用外、面積 484 m<sup>2</sup>。50 年以上前から牛舎として使用しており、証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### 第 224 号 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について

事務局 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について説明を致します。  
今回は1ヶ月早い調査となっており期間は7月~9月末までとなっております。農地利用状況調査は農地パトロールと定義づけられており、農地パトロールは1.地域の農地利用の確認、2.遊休農地実態把握、3.違反転用の発生防止・早期発見があります。

農地利用の確認としては名護市内における全ての農地が対象となっております。

また、時期は11月末までに利用意向調査を行わなければならないため、調査結果の取りまとめに時間を要するため9月末までに提出をお願いします。農地法における位置づけとしては、農地パトロールは農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査(農業委員会の必須業務)」に位置付けられております。

名護市の農地面積は2,236haです。内、遊休農地面積は259.85ha、農振農用地遊休地は188.69ha、土地改良事業区内は102.9haです。

今年度新しい試みとして事務局、地区が集まった集団による農地パトロール調査を実施したいと思っています。

調査対象としては、一人で判断し辛い土地や違反転用か判断が難しい土地等を考えております。

最後に事務局からの要望として、調査品目がその他作物などではなく、なる

べく細かい品目を記入していただけますようお願いいたします。  
不明な点がありましたら各自事務局と調整をお願いします。

議長

**(報告 農地法第5条許可申請取消し願いについて)**

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積393㎡(2筆合計)。農地法第5条の許可を受け、転用目的を遂行するため、事業を進めてきたが、当初計画していた日数に(建築許可)1年かかり、建築工事の予算を超えたため取り消しとなります。

整理番号2番 農振農用外、面積1,031㎡農地法第5条の許可を受け、転用目的を遂行するため、事業を進めてきたが、当初計画していた資金調達が困難となったため取り消しとなります。

**(閉会)**

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第34回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名員 前川 好男 印

署名委員 宮城 政喜 印